2019年7月2日

株式会社ウィザス

代表取締役社長　生駒富男　様

大阪教育合同労働組合

執行委員長 増田　俊道　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ウィザス支部支部長　蓑田智洋

団体交渉申入書

　下記の通り団体交渉を申入れますので、2019年7月9日までに応諾の回答をお願いします。

記

団体交渉日時：　2019年7月9日～2019年8月1日の間で協議の上で決定する。

団体交渉場所：　大阪教育合同労働組合事務所

団体交渉事項：　以下の要求事項およびその他関連する事項

要求事項

１・ウィザスは昨年冬季の社員への人件費（賞与）を、合理的説明も充分にすることなく削減を実行したが、団体交渉等における会社側説明の「業績悪化」という理由説明が正しいならば、先に報酬削減などの処置を取るべきは取締役や相談役等である。

しかし、ウィザスは自社のサイトにて好業績を公表し、それを背景に取締役や相談役等への報酬、株式の配当状況は非常に優遇した。一方で社員には無慈悲な処遇を強いた。

社会常識で考えても到底納得できる経営判断ではない。これまでのウィザスの返答は著しく合理性を欠いている。また、2018年12月5日に申し入れた団体交渉事項は継続している。改めて要求する。

【2018年12月5日　団体交渉申入書の要求事項】

①2018年下期賞与については、2018年11月30日の新年度会議における太田本部長の「賞与を大幅に減額する。」という発言を撤回し、昨年並の水準を維持すること。

②賞与を大幅に減額する根拠となる資料を組合に提供するとともに、具体的に説明すること。

⑥組合員の評価と処遇に関して、本人が求める場合には公開すること。

２・2014年12月、ウィザスと大阪教育合同労働組合および同ウィザス支部の間で締結された「協定書」以降の、全社員の労働時間を改めて精査し、時間外手当を支給すること。

労働時間・休日日数において労働基準法違反である。

３・今期における全ての残業を失くすこと。労使協定（36協定）のない状況での残業は労働基準法違法である。

来年以降の協定に関しては別途、大阪教育合同労働組合およびウィザス支部との協議を求める。

４・個別指導部門の池内副本部長からの「有給推奨期間」での取得指示を撤回し、労働基準法に則り、改めて社員の希望にそって取得しなおさせること。現状は労働基準法違反である。

５・その他

④月1回、「大阪教育合同労働組合ウィザス支部からの報告」として、社内用メールを使用することを、　組合の要求と認識し認めること。

⑤④と同様、毎年４月と９月に行われる「全社運営方針策定会議」において、「大阪教育合同労働組合ウィザス支部」からの報告の時間を設けること。

以上